

事務連絡  
令和6年1月7日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課長 殿  
中核市

こども家庭庁支援局家庭福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する  
介護職員等の派遣依頼予定のご連絡について

標記については、令和6年1月4日付事務連絡「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところです。

現在、避難所における福祉支援ニーズに対しては、災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（全国社会福祉協議会）が1月6日に石川県入りし、調整が行われています。

また、甚大な被害を受けた被災地の社会福祉施設においては、職員自身も被災する等の厳しい状況の中、地域の要援護者の受入れなどの対応が行われているところです。今後、2次的な避難先等として要援護者を広域で受け入れる施設への人的支援も必要となってくることが想定されます。

このような厳しい状況を踏まえ、DWATの活動に加え、他地域からの介護職員等の派遣が必要と考えており、平成28年熊本地震の際の例も踏まえつつ、管内市町村、管内の福祉関係団体、社会福祉法人等に対して、災害福祉支援ネットワークを活用し、社会福祉施設間での介護職員等派遣の協力を依頼する予定で準備を進めております。

詳細につきましては、準備ができ次第、後日追って依頼しますが、可能な限り早期に体制を構築すべく、これらの準備状況について、ご承知いただくとともに、管内市町村、管内の福祉関係団体、社会福祉法人等に対する周知をよろしく願います。